認定要件(第一種特別相続)

(施行規則第6条第1項第8号)

	要件	確認の基となる資料
1. 対象会社要件		
	中小企業者であること	履歴事項全部証明書·従業員数証明書
	上場会社・風俗営業会社に該当しないこと	誓約書
	資産保有型会社または資産運用型会社に該当しないこと	決算書類・ 事業実態要件の確認書類
	総収入金額が零を超えていること	損益計算書
	常時使用する従業員数が1人以上(その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合は5人以上)であること	従業員数証明書・誓約書
	特定特別子会社が、大会社、上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	誓約書
	第一種特別経営承継相続人以外の者が拒否権付株式を保有していないこと	株主名簿・定款・履歴事項全部証明書
	定められた基準日の時点で従業員数の8割以上を維持していること	従業員数証明書
2. (相続人)後継者要件		
	相続開始時において、第一種特別経営承継相続人とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有 していること	株主名簿・定款・戸籍謄本
	相続開始時において、同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること	株主名簿・定款・戸籍謄本
	相続の直前において3年以上役員であること(先代経営者が60歳未満で死亡した場合を除く)	戸籍謄本·履歴事項全部証明書·定款
	相続又は遺贈により取得した株式等を継続して保有していること	株式等納税猶予税額の計算書
	その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと	株式等納税猶予税額の計算書
	相続又は遺贈により取得していること	遺産分割協議書または遺言書等
	相続税を納付することが見込まれること	株式等納税猶予税額の計算書
3. (被相続人)先代経営者の要件		
	先代経営者がその会社の代表者であった期間内のいずれかの時及び相続の直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を有する者(適用を受ける後継者を除く)	株主名簿・定款・戸籍謄本
	会社の代表者であったこと	履歴事項全部証明書(閉鎖謄本)
	既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと	株式等納税猶予税額の計算書